

会計年度任用職員(パートタイム 母語支援員(ポルトガル語:日本語初期指導教室))募集概要

甲賀市では、下記のとおり職員の雇用を予定しています。

注意事項を確認のうえ、希望される場合は申し込みを行ってください。

■業務概要

職種	母語支援員(ポルトガル語)
業務内容	<ul style="list-style-type: none">・日本語初期指導教室(かわせみ教室)の運営全般にかかわる業務・母国語がポルトガル語の児童生徒への対応、小中学校になじむまでの補助や支援・学校配布文書の翻訳(パソコンを使った文書作成を含む)・家庭訪問、懇談会、行事等における児童生徒および保護者への通訳
必要資格や経験等	<ul style="list-style-type: none">・ポルトガル語の通訳および翻訳のできる方・業務遂行に必要な日本語能力・普通自動車運転免許(AT限定可)・パソコン等(ワード、エクセルほか)の基本操作
賃金/報酬	時給 1,528円(予定・地域手当込み)
手当	通勤手当、期末勤勉手当 など
支払日	月末締め、翌月15日支払い
勤務場所	日本語初期指導教室
雇用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 (勤務評価等により、再度任用する場合があります。(最大2回まで))
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分のうち7時間程度(休憩45分)
勤務日	毎週月曜日～金曜日の週5日
休日	土曜日、日曜日、祝日法による祝日、学校の長期休業期間(登校日等は除く)
年次有給休暇	20日(雇用時から)
保険など	社会保険加入:有(健康保険は共済) 雇用保険加入:有
災害補償	労働災害

■選考など

募集期間	随時 受付は、土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
募集人数	1人
面接	随時 (申込後に時間を連絡します) <ul style="list-style-type: none">・ポルトガル語の翻訳試験を行います。
申し込み方法 (どちらか)	<ul style="list-style-type: none">・甲賀公共職業安定所から申し込み・甲賀市役所学校教育課(電話69-2243)の窓口または電話で申し込み

■注意事項

- ・ 男女、年齢は問いません。
- ・ パソコンで翻訳のできる方とします。
- ・ 甲賀市役所が出している、同じ雇用期間のフルタイム求人には重複して申込できません。(重複申込は、面接結果の合否待ちの期間を含みます。)
- ・ 許可なく兼業することはできません。(兼業：本業務以外に報酬等を得て他の仕事に従事すること)

■欠格事項

次のいずれかに該当する方は応募できません。(地方公務員法第 16 条関係)

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 甲賀市役所において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者